

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 美和総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		陽の出団地集会所		
施設の所在地		岩国市美和町生見103番地47		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		自治会集会など地区住民が集い活性化を図る。		
指定管理者	名称	陽の出団地自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①集会所の施設及び附属設備器具(以下「施設等」という。)の利用許可に関する業務 ②施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ③集会所の清掃及び警備に関する業務 ④前各号に掲げるもののほか、集会所の設置目的を達成するために必要な業務 ⑤施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
利用者数163人 利用件数9件

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 美和総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		北中山交流館		
施設の所在地		岩国市美和町北中山1121番地		
施設の設置条例		岩国市交流館条例		
施設の設置目的		地区住民の憩いの場となるための地域行事や、地区で活動する団体の練習場所、また交流を深めるための催し等に使用し、地域間交流の促進、活力あるれる事業を推進する。また、非常時の避難の場としての安全管理に努める。		
指定管理者	名称	北中山地区ふるさとづくり推進協議会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①交流館の施設及び附属設備器具(以下「施設等」という。)の利用許可に関する業務 ②施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ③交流館の清掃及び警備に関する業務 ④全各号に掲げるもののほか、交流館の設置目的を達成するために必要な業務 ⑤施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
交流館開館時から施設の維持管理を適正に行っている。また、交流館を核として、伝統芸能の継承や地域の交流事業に積極的に取り組んでいる。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
利用者数369人 利用件数20件

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 美和総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		北門ふるさと交流館		
施設の所在地		岩国市美和町釜ヶ原378番地1		
施設の設置条例		岩国市交流館条例		
施設の設置目的		高齢者の生きがいを発揮する場の増加、営農意欲の向上、農村文化の継承、地域のよさの再確認及び定住促進による担い手の確保等により、地域の活性化を図ることを目的とする。		
指定管理者	名称	北門ふるさと交流館管理組合	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①交流館の施設及び附属設備器具(以下「施設等」という。)の利用許可に関する業務 ②施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ③交流館の清掃及び警備に関する業務 ④全各号に掲げるもののほか、交流館の設置目的を達成するために必要な業務 ⑤施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
交流館開館時から施設の維持管理を適正に行っている。また、交流館を核として、伝統芸能の継承や地域の交流事業に積極的に取り組んでいる。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
利用者数1,763人 利用件数65件

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 美和総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		長谷交流館		
施設の所在地		岩国市美和町長谷1196番地		
施設の設置条例		岩国市交流館条例		
施設の設置目的		長谷地区住民が地域の連帯感に基づき、協力と協調を図って、心豊かな住みよいコミュニティをつくるため、生涯学習の推進、生涯学習環境整備の支援、地域の伝統文化継承活動の支援等を総合的に考え、地域住民交流の輪を広げることを目的とする。		
指定管理者	名称	長谷地区ふるさとづくり推進協議会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①交流館の施設及び附属設備器具(以下「施設等」という。)の利用許可に関する業務 ②施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ③交流館の清掃及び警備に関する業務 ④全各号に掲げるもののほか、交流館の設置目的を達成するために必要な業務 ⑤施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
交流館開館時から施設の維持管理を適正に行っている。また、交流館を核として、地域の交流事業に積極的に取り組んでいる。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
利用者数497人 利用件数17件

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 美和総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		下畑交流館		
施設の所在地		岩国市美和町下畑2004番地2		
施設の設置条例		岩国市交流館条例		
施設の設置目的		下畑地区の生涯学習の推進、生涯学習の環境整備の支援、地域伝統文化の伝承の支援等を総合的に推進していくことを目的とする。		
指定管理者	名称	下畑地区ふるさとづくり推進協議会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①交流館の施設及び附属設備器具(以下「施設等」という。)の利用許可に関する業務 ②施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ③交流館の清掃及び警備に関する業務 ④全各号に掲げるもののほか、交流館の設置目的を達成するために必要な業務 ⑤施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
交流館開館時から施設の維持管理を適正に行っている。また、交流館を核として、地域の交流事業に積極的に取り組んでいる。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
利用者数5,275人 利用件数162件

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 錦総合支所 農林建設課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		須万地高齢者等活動促進施設		
施設の所在地		岩国市錦町広瀬669番地		
施設の設置条例		岩国市須万地高齢者等活動促進施設条例		
施設の設置目的		高齢者等の生産創作活動、研修、集会、伝統文化伝承等の自主的活動の助長に寄与することを目的として、設置する。		
指定管理者	名称	須万地自治会	公募、非公募の別	非公募
	所在地	岩国市錦町広瀬669番地	利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		(1)促進施設の施設及び附属設備器具の利用許可に関する業務 (2)施設等の維持管理及び修繕に関する業務 (3)前各号に掲げるもののほか、促進施設の設置目的を達成するために必要な業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
利用者数274人

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課：文化財課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国行波の神舞伝承館		
施設の所在地		岩国市行波291番地1		
施設の設置条例		岩国行波の神舞伝承館条例		
施設の設置目的		国指定重要無形民俗文化財岩国行波の神舞をはじめとする民俗芸能の保存及び伝承活動を促進することにより、文化的な交流活動の用に供することを目的として設置している。		
指定管理者	名称	行波自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		① 伝承館の利用許可に関する業務 ② 実費並びに使用料の収納に関する業務 ③ 伝承館の維持管理に関する業務		
指定の期間		令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
利用者数 580人、利用件数 29件

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課：文化財課錦分室

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		沼田ふれあい神楽交流館		
施設の所在地		岩国市錦町須川1447番地		
施設の設置条例		岩国市沼田ふれあい神楽交流館条例		
施設の設置目的		神楽をはじめとする民族芸能の保存および伝承活動を促進することにより、文化的な交流活動の用に供することを目的として設置している。		
指定管理者	名称	上沼田神楽保存会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		① 交流館の利用許可に関する業務 ② 交流館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ③ その他、設置目的を達成するために必要な業務		
指定の期間		令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
年間利用件数 延べ68件、年間利用者数 延べ728人

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 由宇総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		施設 由宇南沖研修センター		
施設の所在地		岩国市由宇町南沖二丁目1番28号		
施設の設置条例		岩国市勤労者研修センター条例		
施設の設置目的		勤労者及び地域住民の研修、集会及び交流の用に供し、もって福祉の増進を図ることを目的とする		
指定管理者	名称	南沖自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①施設等の利用許可に関する業務 ②施設等の利用料金に関する業務 ③施設等の維持管理に関する業務 ④①～③に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している 自治会集会などで施設利用のPRを行っており、広報活動に尽力している

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
利用者数 1,727人 利用件数 189件

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 由宇総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		由宇南研修センター		
施設の所在地		岩国市由宇町南三丁目1番27号		
施設の設置条例		岩国市勤労者研修センター条例		
施設の設置目的		勤労者及び地域住民の研修、集会及び交流の用に供し、もって福祉の増進を図ることを目的とする		
指定管理者	名称	由宇みなみ施設管理協議会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①施設等の利用許可に関する業務 ②施設等の利用料金に関する業務 ③施設等の維持管理に関する業務 ④①～③に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している 自治会集会などで施設利用のPRを行っており、広報活動に尽力している

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
利用件数:33件・利用人数:456人